

【別紙】書面審査係数一覧<WWLコンソーシアム構築支援事業>

審査項目	係数	満点
(1) 構想目的・目標の設定		140
① 事業の趣旨を踏まえて、イノベティブなグローバル人材像を、資質・能力(コンピテンシー)、心構え・考え方・価値観等(マインドセット)、探究スキル等の観点から多面的に設定し、明確化している。	8	40
② 事業の趣旨を踏まえて、ALネットワークの目的と役割を明確化している。	8	40
③ 設定したイノベティブなグローバル人材像及びALネットワークの目的と役割に基づいて、短期的、中期的及び長期的な目標(要件1-①、②の重点的に取り組む項目の目標を含む)を具体的に設定している。	8	40
加算 要件1-①、②の重点的に取り組む項目の目標が、これまでの実績を踏まえて意欲的な目標となっている。	4	20
(2) ALネットワークの形成		280
① 構想目的・年度計画の策定、事業の運営、達成状況の評価・見直しのため、管理機関の長と拠点校等における本事業の運営責任者、主要な協働機関の関係者等をメンバーとするALネットワーク運営組織を管理機関に設置している。	8	40
② ALネットワーク運営組織により、本事業が円滑及び適切になされるよう、関係機関の間で十分な情報共有体制を整備し、新たな協働事業の開発、有効な事業実施を実現しようとしている。	8	40
③ ALネットワーク運営組織が、国内外の大学、産業界、その他国際機関等との連携・交流を通じて、当該プログラムの修了生の国際的な分野を学ぶ国内外の大学への進学や国内外のトップ大学等への進学、海外留学、外国人生徒受入等の促進に寄与する準備ができています。	8	40
④ ALネットワーク運営組織に専任者からなる事務局を設置するとともに、本事業のカリキュラムを開発する体制を整えている。	4	20
⑤ ALネットワーク運営組織において、国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、国内外の高等学校等との連携によるテーマと関連した高校生国際会議等を事業終了までに行う(令和元年度から令和5年度までのWWLコンソーシアム構築支援事業カリキュラム開発拠点校は初年度から継続して実施する)ことを明確化している。	8	40
⑥ 事業成果の社会普及のため、社会に開かれたフォーラムや成果報告会などを実施する計画ができています。	8	40
⑦ ALネットワーク運営組織が、構想目的の達成に資する取組を計画し、その効果的かつ円滑な運営のための情報収集・提供を行う準備ができています。	8	40
加算 ALネットワーク運営組織の基盤となる関係機関との協定文書等がある。	4	20
(3) 研究開発・実践		640
① 海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等を、カリキュラムの中に体系的に位置づけて、対象となる生徒が経験するようにしている。	12	60
② 国が実施するアジア高校生架け橋プロジェクト+(プラス)や海外の連携校等からリーダー、架け橋となる外国人生徒を受け入れ、日本人生徒と外国人生徒と一緒に英語等での授業を履修するための学校体制を整備すること。	12	60
③ グローバルな社会課題の中からテーマ(SDGs, 経済, 政治, 教育, 芸術等)を設定している。	8	40
④ 拠点校、共同実施校、連携校等が、管理機関のリーダーシップのもと、イノベティブなグローバル人材育成に資する体系的かつ先進的なカリキュラム設計を、国内外の大学、企業、国際機関等との協働により行っている。	12	60
⑤ 設定したテーマと関連し、外国語や文理両方の複数の教科を融合した内容について、外国語を用いながら探究活動を行う「グローバル探究」等の教科・科目を設定している。また、その実施にあたって、外国人講師やICT等を活用している。	12	60
⑥ 体系的なカリキュラムの編成にあたって、文系・理系を問わず、各教科をバランスよく学ぶ教育課程の編成をしている(文系・理系のコース分け等を行わずに、または、コース分け等を行ったとしても、数学科、理科、地理歴史科、公民科等の教科を幅広く学べるようになされている等)。	8	40

⑦ 学習活動が、構想目的の達成に資するよう工夫されたものとなっている。	4	20
⑧ 高大連携による大学教育の先取り履修を可能とする取組を事業終了までに行う(令和元年度から令和5年度までのWWLコンソーシアム構築支援事業カリキュラム開発拠点校は初年度から継続して実施する)ことを明確化している。	12	60
⑨ より高度の内容(例えば、微分方程式、線形代数、データマイニングや国際法等)を学びたい高校生が学習できる環境整備をしている。	8	40
加算 「拠点校」や「共同実施校」だけでなく、「連携校」においても海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等を、カリキュラムの中に体系的に位置づけて、対象となる生徒が経験するようにしている。	8	40
加算 「拠点校」や「共同実施校」だけでなく、「連携校」においても国が実施するアジア高校生架け橋+(プラス)や海外の連携校等からリーダー、架け橋となる外国人生徒を受け入れ、日本人生徒と外国人生徒と一緒に英語での授業等を履修するための学校体制を整備すること。	8	40
加算 これまで先進的な課題研究等の実績があり、その分析評価が行われ、それらの結果を踏まえた研究開発計画となっており、確実な成果が見込めるものとなっている。	8	40
加算 オンラインを駆使し、国内外の大学等と連携したAIやビッグデータなど文理横断的な高度な学びを実現するカリキュラム開発となっている。	4	20
加算 大学教育(国内大学)の先取り履修の単位認定を事業終了までに行うこと。	4	20
加算 海外大学との先取り履修を可能とする取組を事業終了までに行うことを明確化している。	8	40
(4) 実施体制の整備		280
① 管理機関の下、拠点校を中心として組織的に研究開発・実践に取り組む体制を整備している。	8	40
② 本事業が円滑及び適切になされるよう、管理機関の下、関係機関の間で十分な情報共有体制を整備している。	8	40
③ 構想内容の水準を維持し、必要な改善を図るために、管理機関の長、拠点校等の校長の役割を明確に規定している。	8	40
④ 本事業の実施に際し、専門的見地から指導・助言に当たる運営指導委員会や事業の実施状況を検証するための組織(検証組織)等を管理機関の中に整備し、検証に必要な資料・情報を明確に定め、収集する準備ができています。	8	40
⑤ 管理機関が、拠点校等の卒業生の卒業後の進路とイノベーティブなグローバル人材としての成長の過程を追跡把握する仕組みを構築し、必要な情報を収集する準備ができています。	8	40
⑥ 外国人生徒の日本での学習や生活を支援する必要な体制を整備している。	4	20
加算 拠点校において、本事業による取組が学校全体の授業改善や関係機関の教職員や生徒の意識改革を促すものとなっている。	2	10
加算 国が実施しているアジア高校生架け橋プロジェクト+(プラス)の留学生を受け入れている(その予定がある)。	2	10
加算 高大連携、海外大学との連携や外国人生徒の受入を推進するため、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制を事業完了までに行うことを明確化している。	8	40
(5) 財政支援等		200
① 管理機関が、本事業の運営にかかる経費を国からの委託経費のみではなく、自己負担額についても計上している、又は計上しようと努力している。	12	60
② 管理機関が、事業の実施に必要な取組に対し、人的又は財政的な支援や教職員を育成するための研修やセミナー等を実施する準備ができています。	12	60
③ 管理機関が、国の委託が終了した後も事業を継続的に実施できる計画を作成している。	12	60
加算 管理機関が、事業終了までに企業と連携した取組を「企業版ふるさと納税」の仕組みを活用する等、国の委託が終了した後も事業を継続的に実施できる計画がある。	4	20
(6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	4	100
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容により加点 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)等 ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定		